

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団若葉会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市西区伊左地町2199番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成6年6月24日
- (4) 設立登記年月日 平成6年7月11日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鈴木 誠	まこと医院管理者
理事	鈴木 喜久子	
同	鈴木 学	
同	栗田 静華	
同	長谷川 瑞穂	
同	江口 雅子	
監事	武藤 志津子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	まこと医院	静岡県浜松市西区伊左地町2199番地の1	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月26日 令和3年度決算の決定

令和5年6月28日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人社団若葉会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市西区伊左地町 2199 番地の 1

## 財 产 目 錄

(令和 5 年 6 月 30 日現在)

1. 資 产 領	25,414 千円
2. 負 債 領	2,229 千円
3. 純 資 产 領	23,185 千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分	金 額
A 流動資産	7,972
B 固定資産	17,442
C 資産合計 (A+B)	25,414
D 負債合計	2,229
E 純資産 (C-D)	23,185

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式 3-2

法人名 医療法人社団若葉会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市西区伊左地町2199番地の1

## 貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
I 流動資産	7,972	I 流動負債	2,229
II 固定資産	17,442	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,582	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,312	負債合計	2,229
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	10,548 0	純資産の部	
		科 目	金額
		I 出資金	7,500
		II 積立金	15,685
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	23,185
資産合計	25,414	負債・純資産合計	25,414

## 様式4-2

法人名 医療法人社団若葉会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市西区伊左地町2199番地の1

損 益 計 算 書  
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	44,410
2 事業費用	46,197
本来業務事業損失	1,787
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,787
II 事業外収益	190
III 事業外費用	1
経常損失	1,598
IV 特別利益	3
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,595
法人税等	71
当期純損失	1,666

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団若葉会

理事長 鈴木 誠殿

私は、医療法人社団若葉会の令和 4 年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 8 月 25 日  
医療法人社団若葉会  
監事 武藤 志津子

